# 古語拾遺云、當社是、經緯主神、磐筒(筒2女神之子也、

高良カハラ 叩聲穿雲、 本朝文集云、 **泣云、我昔於第十六代譽田天皇御宇、** 神戶道麿男子美乃利麿詫宣、 **貴爲農昏武略之健將、此代蜂起之敵、** 件兒齒髮七歲、 未辨善惡、 **爱共父參上社、良久件兒走廻玉殿十餘匝、** 州末伏烏合之夷地、 其後牽宿習生家此 卽

林 发とと、 國宰依示現、 林中掃荆蕀、平石巖、 草創佛殿、 弥勒像一軀、毘沙門天一躰安置、弘仁元年三—、改造講堂、三間

四面、從冣初建立之年、至今年之間、經一百三十箇年、

香春カハル

香椎宮 筑前國香柄屋郡御坐、香椎大明神、其御名大多良知女ト申、タシキ

感神院 祇園、

諸寺

高野山 弘仁七年建之、弘法大師御入定地也、 号金刚峯寺是也、件處委注、 仍略之、

勝尾 學顯密正教、 カチヲ 在攝津國 根性敵敏、通幸甚深妙義、尋寄寞之地、 (\*\*) | 郡、孝謙天皇御宇左衞門府生時原 佐道之子、證如聖人、於十六歲、登勝尾山寺、依付證道上人、習(屬傳5) 結構草菴、 對行上品上生業、貞觀九一八月十九日往生云、

葛木 カツラキ 大炊天皇御字、封五十戸施入之、

0 **峥** 殿之透出、 若抉吾命者、 カサキ 天智天皇御願、天智天皇皇子狩獵之間、 馬驍餘足、四蹄藂一處、直下者十許丈也、眼眩轉而不矚谿床、(繁?) 於嚴畔奉刻弥勒尊像、 依願力須臾如有冥助、 皇子就鹿馳行、 仍建立之、 駿馬到臨高岸、鹿失足而落、 **鷘擬還馬、無足之所踏、如夢、願曰、** 抛弓矢雖引手繩、 山神鬼魅 敢不留、 至

葛河 カッラカハ

感應寺 号河埼壺

海印寺 聽衆內、 格云、 每年各預一人、伹宮中法會、 此寺僧等惣百餘人、 朝庭擇傳法者、 人多家少、 配景年分、 割花嚴宗聽衆二人之一、以爲其員、 **<b><b>娘施供大** 令祈國家、 而無他褒賞、 又二會立義法隆寺分者、 如先功效御齋維摩取勝等三會、 本是輪轉之內、

今巳有 敇 入七大寺、 例以此寺僧、 永被補預、 然則とと、 山城國乙訓郡木於山峯、 建立十院、惣皆學七家八宗業、十院惣名

海印三味寺

加留寺 本尊藥師如來、

戒壇院 或書云、 天平勝寶六一四月、於大佛前立戒壇、 天皇受菩薩戒、後於大殿西、 別作戒壇、

或書云、傳教大師延曆寺申立戒壇、而五月十九日大僧都護命進奏狀云り 孝謙天皇御宇、 天平勝寶六年中、

始東大寺戒壇建立、

同七——太於戒壇行受戒、

延曆寺戒壇事、嵯峨御宇、

弘仁十三—重建立之、

又在延曆寺止觀院塠上、

川原寺 齊明天皇御宇造之、見扶桑略、

格云、先帝奉爲《深草天皇所建立之、 內西院建立之、

講堂寺 在四王院延命院中間、 安置金色胎藏大日如來、 居立八尺、 左同弥勒菩薩一躰、 立長一丈五尺、右十一面・レト 立長

同 文殊聖僧一、、

皮堂 如來座像一躰、五尺、花坐、 号行願寺、 依皮聖人建立、名皮堂、堂中奉安置佛菩薩等像、金色千手觀音立像一躰、 金色弥陀如來坐像一躰五尺、須弥严、金色聖觀音立像一躰、 右千手觀音像、 以靈木所奉造也、 件靈木

花底 水底 水 水 大 大 大 大 大

在天盖、

鏡廣一尺、

金色釋迦

依有夢告尋求也、 有大梓木、 每齊日樹下有讀陀羅尼聲、 古人相傳是云靈木、、、

鎌藏

河原院 本朝文集云、夫河原院者、弥仁先朝第十二皇子、左丞相融卿之甲弟也、[號2] 相府在世之間、 窮風流之體、 擅遊蕩之美、

境重得時、 草木比其枝、 厥後早改蓮府之号、更爲花界之砌、鐘磬懸号、(含4) 鑿池湛水、 魚鳥戲其波、 調管絃於仙臺、 增地勢之幽奇、 翫文藉於月殿、 幡盖飄号、從天然之形勝、、、、 寬平法帝脫履之後、

時々遊覽焉、

勝地再逢主、

幽

香集堂 蒙玄髮之時、逮于老竃白鬢之日、 以東洛北邊一條四坊六町、 常致恭敬供養、 有一朝散大夫、姓小野名延貞也、從生年十一歲、至于七句餘齡、[句字] 白諸佛菩薩言、 香集世界勝華敷藏如來、 一生補處薩埵虛空藏菩薩、 苦奉仕虛空藏菩薩、 有能滿諸 從彼童

### 四天王寺者 用明天皇御宇

法号惹陵寺、

**莣陵卿荒傳東建立、** (荒ゥ)(艪ゥ)(險ゥ)

故以處村字号寺名、

髻髮六毛相加佛舍利六粒、 如來、 助護佛法、 此地敷七寶、 **籠納塔心柱中、** 故靑龍恆守護、 表利六道、 麗水東流、 發願四大天王、 相寶塔第一露盤、 号白石瑠璃水、 故曰四天王寺、 誓手鏤金、 以慈悲心飲之爲法藥、 表遺法與滅之相、 **斯處昔尺迦如來轉法輪所、** 寶塔金堂相當極樂土東門中心、 金堂內安置金銅救世觀音像、 尔時生長者身供養 以

設官守屋所領田蘭十八万六千八百九十代、 定寺永財了~~

善光寺者 推古天皇御字

月八日、 濼 于時月蓋門閥現住三舜、 在信濃國、 天國排開廣庭天皇治十三年年十月十三日也、 依如來之託宣、給宣旨奉信濃國水內郡 本尊一撰手半阿旅陀如來觀音勢至、 以金銅所奉鑄寫、 件佛菩薩像也、 件像釋尊在世之時、 其後經三十七箇年、 月蓋遷化之後、 天竺毗沙雕國月蓋長者、 始有佛法、 佛像騰空飛到百濟國、 、仍以此三、 隨尺尊教示、 爲佛像之寂初、 一千餘年從百濟國浮浪來日本難波 正向西方遙致禮拜念佛、 推古天皇治十年戌四

談案者 天智天皇御字

所 登此峯、 生之時約契和尚之、 飛來也、 定惠和尚建立、 **堀取遺骸、 歎**言、 和尙感然伏地、 **降神當嶺擁護後葉、流布釋教、于時己巳十月十六日時夜二更也、** 手目懸頸下落淚言、 材木不備 在大和國、 若點嘉所於此地、 見即奇異、 所願何遂、 在十三重塔、 **塔內安置文殊菩薩像、** 吾天萬豐日天皇太子、 子孫上大位 **漸及十二重、** 彼塔移清凉山寶池院塔、 歎息無措、 宿世之契爲陶家子、 和尚在唐時、 夜半雷電霹靂、 和尚在唐時、 夢言、 大臣聞斯信伏稽首不已、 役人荷土共登談岑、 吾身忽居談岑、 大風大雨、 調儲材木瓦等、 忽然天晴、 大織冠告言、 依乘舶狹、 安置遺骸於十三重塔之底、 和尚引率廿五人、 明朝材瓦積重、 一重之具、 吾今上天、 形色無異、 留棄波海、 參阿威山墓 汝此地 御平 建立 鐢 知

箕面寺者 天武天皇御宇

見致有瀧三所也、 攝津國之北楞、 豐嶋郡之北山、 **取上者雄龍也、** 有 深消長一 聖跡、 丈餘、 箕面寺是也、 第二瓔珞瀧也、 **伇優婆塞白鳳二十年攀躋于當山、** 崖石津滴貫靑苔珠、 第三雌瀧也、 隨從于澗流踰山濟川、 轉躁烈峻元高十五丈餘、 獑 啚 上時、 淨水之 往 しが所

翁忽來云、

此

日本國在

一勝地、

我先到彼地、

早以點定、

申於公家、

建立一伽藍、

安置此佛法、

大師到滋賀郡薗城寺、

間

寺案內、

人老比丘、

名謂教待、

出來云、

此寺建立以後百八十餘年也、

有建立檀越子孫者、

即教待先祖大友与多、

奉爲天武天皇所建立也、

行者、 于淼淵之中、 粧似于曝布、 乃問、 君何人哉、 頂上之壺龍穴也、 可一里有一城、 報宣、 銅於石門有伎樂之調、 我是德善大王、 其龍色錦班、 層嶺高嶮、 又問、 隨喜竪毛於門前誦持呪落刄、 是何處哉、 **澗疏深崎、** 答宣是南天竺龍樹菩薩淨刹也、 北与南帶於霧隱於月、 然間 來問宣、 同年四月十七日、 梵誦誰人、 即排於雙扉觀矚四方、 答言、 夜夢爲檢知龍穴底、 日本國役優婆塞 淨土莊嚴、 入

中央宮殿之內、 妙莊嚴床坐之上、 龍樹菩薩弁才天女儼然而坐、 夢覺不日點定瀧下西脇、 結構草庵、 奉安置等身龍樹井幷弁才天女像、

## ♡ 笠置寺者 天武天皇御宇敷

同

年十月十七日印

開眼供養、

隴面之姿似箕故、

号曰箕面寺

٤

章糜、 者 笠置所、 下者下十丈許也、 天智天皇と子好文章、又好遊獵欽害猪鹿、 於此嚴晔奉刻族勒舜像、 皇子就鹿走馳行、 擬壁山腹像乎峇其面、 眼眩轉而不矚谿底、 駿馬控弓向東到臨高岸、 立願、 谿谷不貪響、 須臾如有冥助、 **鷩擬還馬無足之所踏、** 是皇子乘飛雲之馬、 **暫念暗報天人助之、** 馬失足而倒、 馬役四足指後而退、 欲進轡如壁之聳立、 急抛弓矢雖引手綱敢不留、 備法駕、 刻雕急成、 還竟、 率群直從山代國道崎、 黑雲覆山、 屆路地脫所服之腐笠、 神驟情騷、 宛如子夜暗、 至崢巖之透出、 將与馬死、 **剙踏笠置之峯、** 置後日之指南、 中有聲岩奔散、 暫云、 馬腕餘足四蹄聚 群晡田獵馳散各隨鹿 山神鬼魅、 造像旣畢、 經一兩日尋 岩扶吾命 處 直 雲 至

樂師寺者 天武天皇御宇

去霞晴、

**樧**迎步之辈、

植往生都率之種也、

**偶礼尊顔之族、** 

結龍華成道之果也、

畢 天武天皇即位八年、 天皇崩、 皇后副卽帝位、 皇后病不愈、 是持統天皇也、 爲除病延命、 爲遂大上天皇前緒、 發奉造丈六藥師佛像之願、 高市郡建寺、 爱佛驗靈異、 安置佛像經論等、 皇后病愈、 本藥師寺是也, 天皇大感、 鑄金銅之像、 鋪金未

蘭城寺者 天武天皇御宇、

老翁現大師船偁、 近江國滋賀郡錦織南鄉、 我新羅國明神也、 与多右大臣建立、处太政大臣大友家地、本尊丈六族勒也、 和尚受持佛法、 至于慈奪出世、 爲護持來向也、 智證大師依山王御語渡於大唐國、受持佛法還本朝、 **着岸之時、** 所持佛像法門運納於大政官、 于時 海

彼

#### 二重中門一字羅 金剛像、 力士像

二本廊東西、 本廊乾角、 一本廊艮角、

廿四間五卦、 大衆町、 南大門一字麗斯 **炊屋一宇元萬五間** 幡柒拾流 西坊廿四間、甲藏一字瓦群 (瓦森、晚2) 東大門一字流 沉香五百兩、 大屋一宇 瓦群九間、 西大門一字题 政所町、大廳屋一字瓦群七間、四面底、 淺香一千兩、 食備屋一字及野上間、 麝香六千兩、 北大門一字三戰 藏二字瓦群、 小廳屋一字五間二面(庇、脫冬) 食堂一宇瓦蘇七間 別所廁屋一字遊 文殊井像、 四面垣迴肆百捌拾五丈四尺、 雜舍十六字已上克黃 賓頭盧比丘像、東坊(僧坊貳條)

國塡生郡山田郷五十烟、(५) 近江國淺井郡岡本鄕五十烟、 食封三百烟 遠江國長下郡幡多郷五十烟、 信濃國筑摩郡荒田鄕五十烟、 相摸國足上郡大伴五十烟、郷、縣。 上總

龍腦香七百兩、

黨陸香二千七百兩、

金二千兩、

銀三千兩、

乙夘歳割分儲君切封內「勁力 永劫勑納旣异、

常陸國行方郡當麻鄉五十烟

韶曜玄風、 是無慚者、曾非佛弟子、 每月六齋日、 國之臣、 昔在婦人之時、釋迦如來說勝万經、 放逸者削跡、慈心者常住、 河內田地拾貳万捌千六百肆拾代、 在無間獄、 存忠貞之懷、 天皇不聽、 寺町四面內、 貪狼之情、 永莫出離、 佛子勝万敬奉請三世諸佛、 不敢固辞、故製十七憲章、 護世四王嗔加呵實、 恒以强盛、 致生禁斷、堂院僧<u>|勘||倒</u>養牛馬道以制亦、 子孫苗裔蒙無量灾、 弘道與敎、 攝伏彼等州、爲令歸伏、造護世四天王像、向置西方、復代〃世〃、 以其因緣故講說是經、 \*守屋臣子孫從類二百七十三人、弓削立村居處酉\*辭、出家入道爲度外者、興隆佛教(\*戦女アルカ) [\*院女アルカ] [\*院女アルカ] 法花勝万兩卩經典六節講演其供養析、 岩有後代不道主邪逆臣、 爲王法之規模、 壽命短促、 十方賢聖梵尺四王、 **蜂製義疏**、 官位失亡、 流布諸惡莫作之教、 清淨寺地莫令汗穢、 、龍神八卩、 若掠犯寺物、 衡山數十身修行持誦法花經、 雷電霹靂悉以震裂、 以東生郡六箇坪水田、 若破障善願、 切護法等、 爲佛法之棟梁、 掠取一物不加修補、 若有興隆輩、 起誓言、 令獲破**辱三世諸佛十**方賢聖 故後製義疏、 遂受五戒名曰勝万、 王位固令守護、 應輸物獻供而已、 是敬田院、 官位福榮自以相續、 任意誤犯、 百濟、 定戒律之 高麗、 如 往

子孫世と常安常樂、悉殖勝因、吾入滅之後、或生國王后妃、

造建數大寺塔於國と所と、

造置數大佛井像、

書寫數多經論而義、

不遂、

有一人量子、

其形良非普通人、

貴人上臈氣色也、爰王子云、

14 23

隨各所藥、 服着愈、 **寅要、** 若以一塊一 數滿國、 還爲俗財、 雖然未然道俗無懴、貪欲日と增競爭寺物、 [末代] **得勇壯强力時、** 護世四天王、 敬田院、 回復 官物滅亡、 普以施与、 塵 **狩捕寺奴婢令駈役之時、定知佛法滅盡亭、當于斯時、** 悉以攝順、 日と期、 可令役仕四箇院雜事、 抛入此場、 一切衆生歸依渴仰、 王臣相共恒乏飢渴、 療病院是令寄宿一切男女無緣病、〔者、 析乞三贾、 後と代と妨障永可断、 遙聞寺名、 至于無病、 断惡修善、 其養料物、 遠見拜礼、 鬼神悉嗔、 應墮三途八難中、假令雖無寺物、曾莫滅亡、若有國郡司邪心、[狹、驗?] 莫違戒律努と、 復四箇院建立意趣、何以識乎、 速證無上井處也、 攝津河內兩國、 如斯等者結一淨土緣、 疾疫日と、 日と養育如師長父母、脱り 悲田院是令寄住貧窮孤獨單已無賴者、 [a\*] 百姓擾乱、 四箇院建立緣起大概如斯 每國官稻各三千束、以是供用而已、 王位日々競、 唯不混王土、 兵敦綿と、 施藥院是令殖生一切芝草藥物之類、 於病比丘相順療治、 君臣僭序、 不攝國郡、 可哀可傷、 奪諍國務、 若擎 不掌僧官、 禁物□薪肉、 日と養顧莫令致飢渴、若 三ヶ院國家大基、 父子義絕、 · 花一 寄事公家奪妨田地, 香、 資財田地併以委 任
所
願
樂
令 恭敬供養 國王后妃其 順方令藥、

其析、

申請公家以之宛用矣、

玉造岸西方瓦燒置二万枚、

埋藏竈穴、

至修造時、

鑿取用而已、

須多施入封戶田園、

可令無形乏、

施入數多資財寶物田園等、

或生比丘、

とと尼、

長者、

卑賤身、

弘興教法、救濟有情、

是非他身、

吾身是耳、

若修理物用盡

乙卯歲正月八日皇太子佛子勝鬘

是緣起文納置金堂內、 整不可披見、 手煞狼磨、

笠置山綠起

天智天皇第三皇子、

出宮遊獵山城國相

樂郡、

入一深山忽得鹿、

馳馬越峯波谷、

不憚石巖、

付鹿追行、

鹿欲遁矢心深、

自高巖

3

暮路遠、 **爰願之間、** 上捨身逃落、 悲歎之餘、 以後日名來、 喜悅信伏、 王子之馬不走留、 心中誓願、 淚下兩行、 欲廻意匠之間、 我願爲此山之地主、顯弥勒像、 同欲落、 但此深山 爲後脫御笠、 前之二足旣離巖在虛空、 人跡絕、 置石上而還御、 奇巖聳、 令保今度之命給(云、 雖造佛誰來拜之、 皇子餘命在只今、我身欲失、 我在造佛之願、爲之と何、童子云、 其後經數日、 設雖造雨露忽犯、 歎願之難遂、 即隨祈念、 馬忽留身亦全、 目晚魂消、 向彼山、 爭得久、 尋泉河流、 思惟未定之間、 不能引手繩、 佛神之靈應於 登置笠峯 無力 В

我奉造助君願云、、

掌、 破、 彼面五丈之弥勒彫刻之、相好殊妙如生身、彫藍田〃青所、似毗首渴摩造栴檀之像、顯兜率之妙相、同末田尊者寫生身之 雖經五十六億七千万歲不可枵、待三會之下生、及千佛之出世、利生可無限、况哉天人雨降、常成供養、古今類少者歟、 山峯欲萠、我有何罪、 依何科、 忽週此灾、愁歎而有余、 雖然無程天晴明靜、成奇登峯見之、所置笠之嚴恣削之、 其面如

雖奇思給、与童相共趣彼山、於山之北之麓、河之南際、童子忽失异、卽黑雲覆峯、荒風忽吹、大雨<u>卽</u>降、雷電霹靂、

#### 大安寺縁起

祚 含矣、 且悲喜、欲化熊凝精舍、以成大伽藍矣、推古天皇崩、舒明天王立、天皇卽田村皇子也、時人以爲、皇子信受上宮太子遺託之〔耳、畹兮 ۶ 之、 **忽無所願、 朕將隨之、太子報天皇曰、臣幸以宿因忝生皇門、欲報之徳、昊天闘極、况非其器久犱朝柄、** 皇聞而愍之、勅田村皇子屢問太子病、其勅曰、朕聞太子寢疾將遷他界、每加慰問言与涕並、痛乎哀哉、其難再遇、 也、太子生而能言□有聖智、及狀一聞十人之訴、 〔#2〕 〔#2〕 和國添上郡、其寶塔花穐、 中天竺舍衞國祇園精舍、以兜率天宮爲規模焉、大唐西明寺以彼祇園精舍爲規模焉、本朝大安寺以彼西明寺爲規模焉、 非佛法力何敢救護、 汝)]]] 助命來而訪我、以此精舍又付屬汝、令汝子孫世〃繁昌矣、於皇子稽首再拜、謹承其旨、 [是, 瞻』] 太子者用明天皇之第二子、用明天皇崩崇峻天皇立、天皇立崩推古天皇立、[663] 但欲以熊凝精舍、 令居南上殿、上宮之名自此而得矣**、** 願建一精舍於熊凝村、 佛殿、 獻朝庭成太寺、 僧房、經藏、 是只保護皇胤之故也、 修種、佛事、護代、皇位矣、廿九年辛巳、太子薨于斑鳩宮、 鐘樓、 一~辨明、兼知未然、習釋教於高麗僧惠慈、 推古天皇廿五年丁丑、太子爲知將來入定、卽便奏天皇曰、後代帝王多可短 食堂、 浴室、內外重構不遑具記、其自小及大、蓋起於上宮太子熊凝精 又私語曰皇子曰、 ととと 者用明天皇同母妹、上宮太子之舛母 善哉皇子、 聖恩未酬浮生將盡、 秘奥之文莫不貫綜矣、是以父 只以所報還奏天皇、 是我姓男、 其將薨之時、天 滿朝郡臣濟 以此爲思、 岩有所願 ,寺在大 ح

矣入故

及崩以寺崩附屬皇極天皇、、令諸惠衆學侶集住于寺中矣、

とと即位、

令造寺司阿**倍掠橋穗**穳百足等、

尔時造寺司等、

多代社樹、社神悉怒、

自得佛力登帝位也、

天皇踐祚之初、

百濟河側擇勝地、

移精舍曰百濟大寺、復次封邑三百戶良田二百町、

放火燒寺、天皇愁悶之間、

寢僐乖常、

3、遂崩于百濟宮種 2 財實一 2 施

遵先帝遺旨、日夜營造之、天王以寺付屬孝德天皇、

大地欲

8

方極樂淨土之東門當中心云~、 仍太子自書給額文、

東門中心 常極樂主 輸送輸所 (輸館八朱線)

件寺 巨細記太子傳也、

〔約三行アキ〕

高野山金剛祭寺

又犬侗、高野明神也、 作寺者、 **払法大師建立也、** 皆失了、本堂者十六丈大塔、安五仏、号金剛峯寺也、 **払仁七年、** 依犬侗教建立、後又一人之仙人、當山亡奉道引者也、 承和二年三月廿一日、 出東寺入定當山給了、

仙人、則舟生明神也、(弁2)

号天野宮、

楞嚴院

8

慈覺大師建立也、

安觀音、不動、

毗沙門、又自唐所渡之舍利在之、

貞觀二年建惣持寺、[62]

修舍利會而、

永此山七行之、

奉請多

僧

調音樂修之、 貞觀七年建常行堂、 **~ 讚阿娇陁如來也、** 

〔約一行アキ〕

志賀寺姓尺寺

8

3a

件寺者、天智天皇御願也、「以下崇福寺ノコト」 宝八年二月十五日、 橋奈良麿始行傳法會也、 本尊丈六旅勒也、 講花嚴經等之諸經論等者也、寄進田廿町者也、 此地引之時、三尺計之塔一基圳出之、是阿育王之八万四千塔之隨一也、〔ਆ?〕 号梵尺寺、或記云、〔以下梵釋寺ノコト〕 延曆五年正

天平勝

本尊丈六石像旅勒也、貞慶上人久住當寺給了、云般若臺所也、 MB

件寺者、 笠置寺 天智天皇御願也、

月建立云~、

勝樂院广傳二年二月廿六日供養/七 (應)

廣隆寺

365

#### 解 題

行することにした。原本の調査を許された菅家に對しては、心からの謝意を表する次第である。 これまでかつて刊行されたことがない。しかもその前牛の刊本には、かなり訂正を要する簡所があるので、ここに併せて全文を刊 菅家本諸寺縁起集は、すでに續々群書類從、大日本佛教全書におさめられているが、どちらも前半の部分だけであって、後半は

またこの本についての論考は、私の知るかぎりでは、次の三編にとどまる。 會津八一

足立 康 「南都七大寺巡禮記の述作年代について」 東洋美術第七號 『七大寺日記』と『七大寺巡禮私記』 東洋美術第十六號、昭和七年十一月

「南都七大寺巡禮記」の研究 東洋美術第十七號、昭和八年四月

足立君の論文はすぐれたものであるが、原本にあたっての話でないので、物たりない所がある。それで以下、原本の説明に加え (足立氏の二編は、其後の補訂をへて、「日本彫刻史の研究」 昭和十九年・竜吟社(におさめられている。)

て、いささか私見を記すこととする。

る。綴目は二箇所、紙撚でとじてある。用紙にはほとんど全部に裏文書がある。

まず原本の體裁は、袋綴の册子で、縦二八・七センチ、横二三・三センチほど、 紙敷九十三枚(表紙および裏表紙を加えて)であ

の表題は本來のものとは認め難い。というのは、表紙には約半分ほど本來の紙が失われていて、裏打の紙だけが殘っているのであ 表紙も裏表紙と同様の紙であって、表紙は中央に「諸寺縁起集」と題し、向って左下に「大乘院」と墨書がある。ところで、こ

るが、この表題はほとんど裏打だけの部分に書かれているからである。本來の紙にもすこしはかかっている。それで本來の紙にご

307

ていて、表題も寅清の筆らしく見える。なお、この署名のある紙は、原表紙とも襲打とも別な紙である。第三の紙をはりつけたの 本の所有者の署名である。寅清という人については、まだ詳しく調べていないが、この署名と表題とは、魯風ないし異色がよく似 紙の部分に書かれている、表題とば別筆であろう。それから「大乘院」とある向って左側に「寅清」と墨書がある。かつてのこの 後から書き足したとする方が自然である。下方に「大乘院」とある墨書は、褢打にほんのすこしかかっているが、九分九厘まで本 くわずか残っていた當初の表題を補足して、裏打に書加えたと見えなくもないが、字のつながりぐあいからいって、やはり全部を

ているにすぎない。要するにこの部分は、本文補訂のための覺書を書きつけたものと思える。 次に見返の部分は、向って右寄に約六行文字があるが、やはり本紙自體が大半なくなってしまっていて、ごく僅かの部分が残っ

ではっきりと區別される。以下、後から補われたと認められる部分を列記しておく。 目次にも本文にも、後に補ったと思われる部分がかなりある。原本を見ると、書かれた場所、筆つき、あるいは墨色のちがいなど この覺鸛は下、目次と本文とを通じて、筆者は一人と認められる。ただし全部を順序よく、順々に書いていったものではない。

十五大寺内七大イ、目次のうち、寺名の傍、および下部に小さく書いてある註。

(ただし末尾の金剛山寺、永福寺、不空院、法興寺の注は寺名と同じ時に書かれている。)たとえば「東大寺」とある「thを大きの七大」、また「當麿寺界万法蔵院」の「韓林寺」。

ロ、目次のうち、末尾の勸學院以下、佛師名に至る部分。

ハ、各寺院の所在地を記した註、たとえば東大寺の場合「大和國平城左京一條二條八九坊、添上郡」。

一、東大寺經藏(宮耳)の註、「与ニ倉」、及び記事、「件藏者在 一、東大寺寳藏 (タス頁) の註、「号三号」

一、東大寺東南院 (24頁) の記事、「薬師堂修正者……三論宗故

一、東大寺阿伽井 (31頁) の名稱、及び記事

題三粒」

一、東大寺浄土堂 (翌耳) の記事、「以後之分散合十六…・粒超

**身勝院之東**」

東大寺東南院のつぎ (34頁) の記事、「鐘樓一字……灌頂堂

一、東大寺朸木事 (36頁) の記事、「治承以後……菩提樹云~」

一、興福寺金堂 (翌頁) の割註、「永承元年丙戌……五月四日諸

宇但在南坊」

西大寺光明眞言堂 (31頁) の記事、「正應三年八月…・與正 悲

一、興福寺北円堂 (55頁) の割註、「永承四年己丑……建立以後

三百余歲

一、與福寺五重塔 (37頁) の記事、「或者神龜元年建立云~」

一、興福寺五大堂 (ヨマ戛) の註、「南円堂ノ次」 興福寺 社(36頁)の記事、「或龍神」

一、興福寺正倉院及び寳蔵(鉛エ)の註、「觀自在院內」

一、興福寺南大門の記事 (ヨロエ)、「又於此門前……號薪能也」 一、興福寺寶藏 (ヨイエトサル) の記事、「大乗院一乗院領之」

一、興福寺放光院 (ユタロ) の註、「法務權僧正……院主坊也」及 び記事「八角堂本尊……念佛三ヶ〇し

春日社東御塔 (33頁) の註、「号院御塔」 及び記事「保延

六年……定海云~」

一、元與寺金堂 (34頁) の傍註、「額文旅勒殿

一、薬師寺金堂 (39頁) の記事、「12月開展 」 招提寺(37頁)の註、「以新田卩親王舊宅……添下郡」

法隆寺(51頁)の註、 「号斑鳥寺……平群郡」

河原寺(第頁)の註、「号弘福寺……大和國高市郡」

一、興福寺食堂 (37頁) の註、 「講堂ノ次」及び「天平勝實八

年丙申……廖七寸二分

一、興福寺東円堂 (35頁) の割註、「當堂北……旅勒云~」

堂燒失」

一、 與福寺與西院 (33頁) の註、「號取勝院御堂」

興福寺觀自在院の名稱及び記事(幼真)

興福寺施薬院、悲田院 (カイ頁) の名稱及び註 興福寺東院西檜皮堂、東院東堂(ハロ)の名稱及び記事

一、興福寺禪定院 (32頁) の註、「元興寺部ニ可入也」 興福寺龍華樹院 (タイエ) の註、「大乘院領之、補三綱等」

一、春日社西御塔 (ヨタ頁) の註、「号殿下御塔」

元興寺禪定院 (お頁) の全文 招提寺三重塔(38頁)の記事、「當寺舎利配分奉納當塔云~」

一、法隆寺上宮王院 (82頁) の記事、「毎年二月……一寺見物也」 樂師寺謻堂 (如耳) の万陁羅の傍注、「件万陁羅者…・讀師 智□

一、法興寺 (53頁) の註、「号本元興寺、 大和國髙市郡」及び

一、橘樹寺 (54頁) の註、「号菩提寺……高市郡」

一、當麿寺 (55頁) の註、「禪林寺」

一、法花寺 (53頁) の註、「金堂佛後……本尊也」及び「善財知 識…高一尺]

一、本長谷寺新宮社 (58頁) の註及び記事 、大宅寺(30頁)の註、「号難波皇子寺」

一、金剛山寺 (๑頁) の註、「号矢田寺」 松尾寺、岡本寺、三井寺、中宮寺、葛木寺、

一、三井寺 (52頁) の註、「号蘭城寺」及び記事、「天武天皇卽 部寺、定林寺の名稱及び記事(36・36頁)

勝樂院(旨真)の名稱及び記事

位十二年……宗叡阿闍梨云~」

一、法城寺塔 (端頁) の記事、「承德元年十月新堂供養」 神護寺 (37頁) の名稱及び記事

一、長講堂 (38頁) の名稱

一、法勝寺 (論頁) の傍註、「在行幸」「十月十三日天台二會之 日阿ミタ堂供養」 也」、及び記事、「永保三年八月……建長五年十二月廿五

取勝金剛院 (M.E.) の名稱及び記事 **取勝寺、 円勝寺、** 成勝寺、 延勝寺 (鍋・30頁) の供養年月

> 一、橘寺(54・55頁、橘樹寺ノ部分ニアラズ)の名稱及び記事、享德 元年書寫の記

、妙樂寺 (55頁) の註、「号多武峯……十市郡」及び記事、「天 武朱鳥二年……入滅四十二」

如何」

一、法花寺學問所 (55頁) の部分の細註、「當時金堂……不見給

一、現光寺 (59頁) の註、「号槍曾寺」

、超昇寺(50頁)の記事、「法躰也、俗名高岡親王」

一、永久寺 (頭頁) の註、「号内山寺」

一、今勝寺 (鉛頁) の名稱及び記事

妙樂寺、立

一、延暦寺講堂 (63頁) の割註、「仁明天皇……大日如來」

一、 栂尾寺 (ホデ頁) の名稱及び記事

醍醐寺 (紹頁) の註、「号小野、

東寺末寺也」

一、法城寺 (38頁) 轉輪院觀音院の名称

一、金剛心院、觀喜壽院、淨金剛院 (30頁) の名稱及び記事 一、円宗寺 (50頁) の註、「二會內也」及び記事「爲北京三會」

一、延勝寺 (50頁) の次の「自法勝寺……六勝寺云~」 一、惣持寺 (30頁) 供養の註

取勝光院 (元夏) の名稱及び記事

蓮花王院 (記頁) 供養の註

一、法琳寺 (記頁) の名稱及び記事

寶莊嚴院 (加頁) の名稱及び註

勸修寺 (32・33頁) の記事、「大威儀師承俊、

法相宗東大寺

一、安樂心院 fiff の名稱

一、珎正寺 (記真) の註、「東寺末寺」

一、法界寺 (33頁) の註、「日野」

金剛山寺(帰真)の註、「矢田」

一、永福寺

の註、

教興寺 (元頁) の註、

「河內國 「關東二階堂」 金剛壽院、

勝光明院、取勝四天王院(記頁)の名稱及び記

….延喜

年月日

不空院 63頁)の註、「春日山」

一、梵釋寺(36月)以下においては、 卷末にいたるまでの全

一、上記はすべて補足であることがはっきりしているものである。ほかにもいくつか補足と見なした方がよいと思われる箇所 があるが、はっきりそうといいきれないので、ここにはあげなかった。

なお上記は、すべて形式上、即ち書かれた場所、錐つき、墨色などから補足と認めたのであって、内容の上からの推定は

全く加わっていない。

までは、寺ごとに頁をかえているが、中宮寺以下になると、そうでなくなる。のちの書入を豫想してのことであろう。各の建物の ある。それほどではなくても、次にりつる前に餘白を残している箇所は、いくらもある。このように最初の過程を清涼寺で一くぎ あとに、かなり餘白を残しているところがある。東大寺不審堂のあとには約七行分、大湯屋のあとには約八行分の餘白がある類で 大寺から清凉寺までの部分(20—25頁)が、「氣に書きながざれなど見える。そして記事の多い最初の部分、 郎ち東大寺以下法隆寺 このように補足とみなされる部分を別にすると、それ以外の主要部分は、まず本文の「南都七大寺巡禮記」とある内題以下、東

本文を書いた後に、その部分の目次が付けられたと見える。目次は本文のはじめの部分ほど筆つきが角ばっていないし、墨色もそ りつけたと見るのは、本文には各の寺の上部に、朱で合點がつけてあるが、その合點が清涼寺で終っているからである。ここまで

と目次にも出ているし、割合に早く付け加えられたのではあるまいか。しかし、清凉寺までの第一過程とは區別したい。朱の合點 れほど濃く一定していない。それに「諸寺緑起」という總括的な內題が付けられていることも、考えの內にいれなければならない。 第二の週程としては、金剛山から法典寺までの部分(近・近日)が付け加えられたものと思われる。 これらの六つの寺は、ちゃん 312

けて書いたものとしては了解しかねる。第三以後の過程はまるきり見當がつかない。 は別にしても、その中の金剛山寺は重複している。すでに永久寺の前に出ているのを、またここでとりあげているのは、ずっと繚

らくおいて、筆者編者を考える時に、とりあげることにする。 したのか、それとも自分の草稿を消書したのか。これはこの本の性質を見きわめる上に、大切な問題である。しかしここではしば ところで、いわゆる第一過程の性質はどういうものであるか。すでに本として他人の手で一應完成していたものを、そのまま寫

各項ごとに上欄に關係記事を番號で示してあるから、蛇足を加えるようなものだが、一應總括的に記しておく。 次にこの本の内容はどんなものから作りあげられたか、それを調べてみよう。もっともこの點はすでに福山君の手で整備され、

すでに足立君の所説があるように、この本の東大寺以下法隆寺までの部分は、大江親道が保延六年にあらわした七大寺巡禮私記

どないといってよいくらいである。また寺の順序も私記のとおりである。「南都七大寺巡禮記」という內題も「七大寺巡禮私記」 を念頭において、つけられたのではあるまいか。 てはいるが、巡禮私記のものを、ほとんどそのまま使っている。ことに法隆寺の條など、巡禮私記の文章でないところは、ほとん 寺銀堂の「或記云」は、巡禮私記に「或記云」とあるのを、そのまま使ったものである。この本の文章それ自體、概して省略され をもとにして成立している。本文にもいく所か「散位大江親通集云」「親通之記云」などとして、 それを参照したことがはっきり と見えている。また「或記云」としてある所でも、樂師寺金堂の「或記」は巡禮私記そのものである。ついでに記しておくが東大

下五寺を除く) は、建立次第をはなれて考えられない。ただしこの場合は巡禮私記とちがって建立次第という名前はどこに もでて こ れである。 ない。また「或記云」とある場合の或記が、建立次第を指すものと思われるところはある。薬師寺 ㈜豆、龍蓋寺 ㈜豆 の分がそ く、33-35頁)、超昇寺 (皐頁)、法金剛院以下円提寺までの部分 (36-35頁)、および梵釋寺以下定心院までの部分 (36-37頁 ただし行願寺以 これについでは、(建保の頃)できたと思われる諸南建立次策によるところが多い。 ことに河原寺以下長谷寺までの部分 (構きは除

巡禮私記ないし建立次第とこの本との關係は、けして偶然とは思えない。この本が大釆院にあったことは、表紙の墨書によって

明白であるが、いまは法隆寺の所臓になっている巡禮私記も、東京國立博物館にある菅家舊藏の建立次第も、かつては同じく大乗 院の所蔵であったからである

か太子傳が四個所ほどでてくるが、これは漠然と太子の傳記という意味で、傳曆とか私記とか、特定の太子傳をさすものとは思え しかし前二者は巡禮私記に引いてあるものを、そのまま孫引にしたものである。貞慶上人巡禮記はいまは傳わっていない。そのほ ない。また「或記云」といった個所はいくつかあるが、上記のものを除いては、はっきりしない。 てあるものには、 以上の雨書にくらべると、他の本との關係はずっとうすく、とりたてていうほどのこともない。なお文中に引用した本を明記し 治安三年十月十七日御修行記(翌五)、寛仁二年七月定心阿闍梨巡禮記(幼・34頁)、 貞慶上人巡禮記(32頁)がある。

(1558) が四通、康正三年(1559)と長祿元年(1559)が一通ずつあるが、長祿元年のものを除いては、各々の年の文書の寫しのよう は、僧侶のいろんな人たちにあてた書狀がおもで、寺領關係の文書がいくつかある。年號を明らかに記してあるものは、享徳三年 前記のように、この本の用紙にはほとんど全部裏文書がある。不用になった書狀や文書の裏を利用して書かれているわけである。 思らが、全部を解讀し得ていない今、それはしばらくおく、袋綴である上に、裏打として紙を貼ってある部分が多く、また綴目の 徳元年(IMI)と文明三年(IEPI)とあるが、おそらく享徳元年である。ほかに內容からいって、年代のはっきりするものもあると に見える。また潤卯月と記した群狀が二通と、壬八月とある文書が一通ある。前者は康正元年(15雲)と推定される。 潤八月は享 これらの裏文書についての私の調べは、まだきわめて不備である。しかし大體與福寺關係のものであることは疑ない。種類として 下にかくれている個所がすくなくない。全體の解設は解裝される機會でもないかぎりむずかしい。それよりも私自身、享徳ごろの さて、それならばこの本は一慌誰が、いつごろ作ったものなのであろうか。その問題にうつる前に、裏文書のことを記しておく。

丁數の次に記したのは、 なお年號があり、また年號の推定される文書のある個所は、次のとおりである、 その玖文書のある紙に記された本文の、最初の部分である。算用數字は本書での頁。 潤卯月 東大寺三面僧坊、33頁 原本の丁數は表紙を第一丁としての計算である。

興福寺關係について、まるで知識がないので、何とも處理しかねたわけである。

康正三 目次のはじめ、 319 Ji

壬八月 法興院、37頁

享德三 興福寺金堂供養事、 享德三 建仁寺、37頁

332 頁

長祿元 延曆寺戒壇院、原本六十八丁 潤卯月 東大寺大湯屋、24頁

享徳三 寶憧寺、37頁

る。上記の諸文書はすべて八十一丁以前にあるが、清涼寺の記事は八十二丁、法與寺の記事は八十三丁で終っている。それである ここで注意すべきは、これらの全部が前にのべたいわゆる主要部分(東大寺から清凉寺ないし法興寺まで)に含まれていることであ

から、現在知り得た範圍では、いわゆる補足の部分の裏文書には、年次を明らかにし得るものはないということになる。 次にいよいよこの本の作られた年代の問題であるが、これはかなり複雑である。全體を通覽して、本文の中に見える最も新しい

では、あまり離れすぎていることが一つである。前者についてはもはやくりかえす必要はない。後者については、長祿元年 (「豊・) ゆる主要部分とそれ以後の部分とでは、筆つきがすっかり變っていることが一つ、主要部分の裏文書に見える年紀と、文明十二年 でここにあらわれる文明十二年を、いわゆる主要部分まで及ぼすことは、いささか躊躇されるわけである。理由は二つある。いわ る。この部分では、本としての散数はまるで整っていない。いろんな材料から覺實的に必要な記事を集めたとしか思えない。それ ればならないことは、この年次がどちらも卷末に近い部分に出てくる點である。興福寺關係の記事が雑然とならんでいる部分であ の記事がでてくる。從って本全體としては、文明十二年以前にさかのぼり得ないことは確かである。しかし、ここで一應考えなけ 年次は、文明十二年(150)である。四恩院のところと善殖寺のところ(どちらも37頁、原本八十六丁表)に、 文明十二年十一月炎上

本第二丁の裏文書として、康正三年の年紀のあるものがあるくらいだから、それ以前にはさかのぼり得ないわけである。 |RKO||ぐらいではあるまいか。主要部分にある年次で最も新しいのは、興福寺勸學院の條(38月) の康正元年(IBB)であるが、 までつづいていたと。主要部分の書寫年代は、裏文書の年紀とそれほどへだたりのない年代、强いていりなら長禄・寛正(1塁十 結局私は次のように考えたい。いわゆる主要部分は、もっと前に書かれていた。そして雑錄的なものの追加は、文明十二年以後

原

と文明十二年(三〇)では、二十三年のへだたりがある。

てである。ちょっと見ると、これは橘寺以前の部分全體に對する奥書のように見える。ことに續々群書類從でも佛教全書でも、こ ただ、ここに問題が一つある。それは橘寺の記事の末に(窈真)、「以上享徳元年八月十一日以古記書寫了」と記された一行につい

それのみならず、筆つきがちがう。橘樹寺のことを記す第五十七丁と當麻寺のことを記す第五十九丁とは、おなじ調子でつづいて るのが至當である。原本について見るのに、この一行のある紙は、第五十八丁である。この一紙は最初の行に「橘寺」とあり、「鎰 の一行で本文が終っているので、ことさらそうである。しかしこれはすでに足立君が言及されているように、橘寺だけのものと見 經藏」までを表に書き、以下衷は問題の一行で終っている。從ってこの一紙には、橘寺の記事以外にはなにも記されていない。

いるのに、これは同一筆者ながら、趣がちょっとちがう。いかにも異物が間にはさまった感じである。また内容からいっても、直

、ぬ。」という結論になるわけである。 無論巡禮記とは何等の關係もないのである。従ってこれにより七大寺巡禮記の述作年代を論ずるのは、甚しい失考と云はねばなら れを要するに從來七犬寺巡禮記の奥書と云はれてゐたものは、偶々同書の末尾の方に竄入してゐた他書の一葉に記されたもので、 ったが、たまたま巡禮記の最後に橘樹寺の條があるので、それに因みこの乙を甲に接して綴込むに至ったのであらう。〔中略〕、こ 前に橘樹寺として記されたものに爪複する。足立君の「よつて思ふにこの乙[ムルタテッワサ、橘ササワス]を記した一枚の紙は全然別物であ

ずっと通し番號がうってある。表紙を一とし、本文の終の紙を九十二としてある。こういう番號をごく端にうつのは、 どうもこれは後人が入れかえたとしか考えられない。それにこの本は一度解裝されている。綴目の下にかくれているが、各丁には すでに寫してあった)一紙を中間にさしこむ、そんなこまかい細工を筆者がやったとは思えない。 おなじ金剛山寺の記事を重複させ て平氣な筆者である。たとえそんなものが見つかったとしても、中間にさしこんだりしないで、後につけておくのが自然だろう。 いないからである。ずっと續けて書いていった後で適當な材料があった、ちょうど切目のぐあいもいいしと、それを寫した(或は ままではできない。その時にでも順序がかえられたのではあるまいか。その番號では、橘樹寺の紙が五十七、 たしかにそうにちがいないと思う。しかしそれだけでは何となく後味がわるい。どうして、いつ窻入したかの問題が説明されて 問題の一紙が五十八、

はっきりしている。楠律師俊盛から因幡法眼御房にあてたもので、十二月卅日付、本文は「恒例寺家御宿衣被進候 ある。これらの人名から、年次が引出せるのではないかと思うが、識者の示教を得ることができれば幸である。 ついでに、この本の年代についてのこれまでの説をあげると、それは三つある。第一は續々群書頻從に、異本奥書として記され 恐々謹言」と

當麻寺のが五十九となっている。この一紙については、あるいは裏文書から解決の鍵が得られるのかとも思う。幸にこの裏文書は

十二年炎上の記事と思われる。これは一應正しい。ただ全體をそこまでさげる點には、賛意を表しかねる。なおやはり原本にあた ている三枝散人のもので、文明年中の述作としている。「其考證見下卷」とある所からして、その根據は、四恩院、善鐘寺の文明

っていなかったとみえて、「以上享徳元年……以古記書寫了」の解釋が當を得ていないように思われる。足立君にも一論あるが、な

にぶん活字本を土臺にしての話なので、何ともいえない。

る。更に足立君の指摘があるように、本文に康正元年の記事がでてくる。その點からだけでも、この説は成立しない。なお足立君 第二には會津八一氏の説で、橋寺の條にある記載によって享徳元年の著作とするのであるが、それについては前記のとおりであ 興福寺勸學院の條にみえるこの康正元年の記事が、「後の書入と立證されぬ限り」といっておられるが、この 記事は完全に書

で、「近者」と「去」の使いわけに貫及された所があるので一言しておく。 入ではない。ただ同君の引用に「塔婆事云、康正元年……」とあるが、これは「塔婆事、去康正元年……」の誤である。同君の論文 第三は足立君の説で、「康正元年より數年の間」とするその說には、大體同意できる。 しか し裏文書からいって、康正元年では

で書續けられていることを、付加すべきは勿論である。 なく、二年後の長祿元年になる。ただし裏文書をもっとよく調べたら、或は更にさがるのかもしれない。それと文明十二年ごろま

に死んだ蕁奪であると思う。筆跡からいって蕁尊とするほかはない。もっとも蕁奪と見まがう筆跡の持主が、ほかにいたとなれば さて最後に残ったのは、この本の筆者の問題である。これは古くからいわれているように、奥福寺大乘院の門主で永正五年(180)

ること、奥福寺の記述にしては巡禮私記によっているだけで、彼自身の見聞にもとづく實狀の記載がないこと等が、おもな理由に 内容からみて妥當でないという點に、論據がおかれている。大乗院、禪定院、龍華樹院など、尋奪關係の寺院の記載が簡單にすぎ 分の編者は別人であるが何人か不明、こういう見解をとる。 かはない。」という見解に對しても、私は一言さえ付加し得るものでない。しかし、それでも筆者はすべての部分が尋奪、 主要 部 なっている。たしかにそれはそうにちがいない。「本書の作者は何人であらうか、遺憾ながら今日の場合では不明として置く のほ 混同が生じている。私は筆者は埒尊と思う。しかし、編者(作者) は誰かわからないといいたい。足立君の琴尊説に對する反對は、 **琴魯説に反對したのは足立君であった。しかし同君の場合、原本にあたっていなかったためであろう。筆者 と編者(作者)との** 

なる補足だけで終った。奥福寺關係をはじめとして、肝要な部分の改訂には、手をつけることなしに終った。內容からいって尋奪 した。そして長年にわたって、文明十二年(IECO) ごろまでも、いろいろな材料からそれを補足していった。しかしその仕事 は單 **う既存の巡禮記があったのを、長祿以後數年の間に、慰翰於筆寫じた。彼は新しく諸寺綠起集といった類のものを編纂する意志が** あったので、一應そりいう旣存の著作を筆寫した。書入に便利なよりに餘白もとっておいた。それには目次もつけ、諸寺緣起と題 でもよい――諸寺建立次第等によって、かなりの部分をつけ加えた。中宮寺以下清涼寺ないし法興寺にいたる部分である。 そうい ので、作られたのは足立説のように「康正元年より數年の間」であったと思える。それに何人か――同一人であってもよい、別 人 ないが「南都七大寺巡禮記」と題する著作があった。それは大江親通の『七大寺巡禮私記』をもどにして、多少の補足を加えたも 私の結論、というよりも推測といったほうがよいかもしれない、それは次のようなことである。卽ち、まず何人の著作かわから

面會して聞いてきた話のようになってしまった。いささか面はゆくないわけでもないが、今の私としては、このような過程を推定 にふさわしからぬ點は、それがいつでも改訂できると思った氣やすさから、そのまま放置されたのではあるまいか。どうも蕁蜂に

する以外、原本のいろんな姿を解釋する筋道は立たない。敢て諸賢の批正をねがうものである。

なお書きおとしたが、裏表紙には内側の下方に「墨付九拾枚」と墨書がある。これは表紙の「大乘院」と同筆に見える。ただ

し「九拾枚」はなにか勘定ちがいであろう。本文は九十一枚、表紙をいれると九十二枚になる。前記の通し番號も表紙をいれて、

(藤田

[經世]

九十二になっている。

條は今日欨失している巡禮私記の部分に據ったと思われるので、参照文獻の欄に(?) 印を附けておいた。 法隆寺金堂の條は七大 書では奥福寺艦觴記、法隆寺記補忘华、東大寺雑集錄などに本書を引用しているが、これらは特に標示しなかった。 の一例であり、しかも今昔物語华卷十一天智造薬師寺語第十七の冒頭の缺文を補りものとして注目すべきである。また江戸時代の 本書は所々に今昔物語を利用しており、薬師寺の條の終の方の天智天皇がこの寺の本尊薬師像を造られたという記事も明らかにそ 寺日記に該常する記事があるが、日記は本書には直接の關係はないと思われる點から、特に上欄には日記を標示しなかった。また 本書の前半は七大寺巡禮私記によるところが多いことは明らかであり、東大寺鐘樓の條、樂師寺北僧坊の條、法隆寺金堂前半の

(福山敏男)

凡 例

一、この「七大寺巡禮私記」は菅家舊藏の東京國立博物館本を底本とした。

一、草躰や行躰で書かれている漢字は、すべて楷躰に改めた。

( ) を用いて記した箇所は、すべて原本に無い部分であって、私見によって加えたものである。

異躰の漢字のうち、普通の分と大差ないものは、

普通の躰に改めた。かなり字形の相違する分は、原本に從った。

異躰の假名は、すべて普通のものに改めた。 句讀點は、すべて私見によって加えたものである。

一、本書と直接又は近終の引用關係のある文獻を、本文の上欄に、下記番號によって標示し、参照の便に資する。

(南都七大寺巡禮記)

表紙中央ニ「諸寺緣起集」ト墨書

見返、左ノ記アリ、但シ虫喰ノタメ左記ノミ分明 向ツテ左下ニ「寅済・院」ト墨書

21

大乘院寺社雜事記(長祿元—永正五年)

18

東寶記(觀應三年)

12

聖德太子傳私記(寬元頃)

9 七大寺巡禮私記(保延六年)

15 東大寺續要錄

16 興福寺略年代記(建武頃成り書機がる) 19 與福寺官務牒疏(嘉吉元年)

20 大乘院日記目錄(治曆元-永正元)

17 護國寺本諸寺緣起集 (康永四年)

14 阿娑縛抄卷第二百諸寺略記(弘安二年)

11 諸寺建立次第 (建保四年)

18 南圓堂御修理先例(建治三年以後) 10 建久御巡禮記 (建久二年) 3a

三寶繪詞(永觀二年)

扶桑略記(寬治八年)

7 東大寺要錄(嘉承元年) 8 今昔物語集(保安?)

4 巡禮記(四天王寺本古今目錄抄所引)

5 巡禮記(上宮太子拾遺記所引)

3 弘法大師遺告

2 大安寺住侶記 (應和二年?)

1 聖德太子傳曆(延喜十七年)

堂 傳教大師

318

| 寶幢寺  | 〔建仁寺 | 円提院   | 大日院         | 積善寺         | 延勝寺が開い | 西北院    | <b>数王变观寺</b> 東寺 | 高野山  | 〔金剛山寺, | 久米寺〕          | 當曆寺界形法職院      | ・薬師寺                         | ・東大寺へ、七大          | 「  | 目次、但シ〔〕              | 貞觀寺      |  |
|------|------|-------|-------------|-------------|--------|--------|-----------------|------|--------|---------------|---------------|------------------------------|-------------------|----|----------------------|----------|--|
| 〔普門寺 | 東福寺〕 | 澄金剛院  | 観喜光院        | 井樹院         | 法性寺    |        |                 | 〔楞嚴院 | 永久寺*〕  | 信<br>□山寺      | 龍盖寺           | ・法隆寺                         | ・大安寺              | 終起 | ノ内                   | 」        | 定                                      |
| 廣覺寺〕 | 万壽寺  | 勸修寺   | <b>拿</b> 勝寺 | 勝金剛院        | 極樂寺    | 川院     | 醍醐寺             | 志)賀寺 | 平等寺    | 眉間寺           | 〔妙樂〕寺         | 中宮寺                          | ・西大寺              | ,  | ハ虫喰ニヨル缺失ヲ本文ニヨリテ補エルモノ | 安祥寺惠迎律師  | 定心院深草院                                 |
| 如光寺  | 等持寺  | 〔法〕界寺 | 世尊寺         | 徳長 壽院       | 慈德寺    | 飛売     | 平等院             | 笠置寺  | 清水寺    | 〔白毫寺          | 法華<br>寺<br>寺  | ・河原寺 弘福寺                     | 興福院               |    | リテ補エルモノ              |          | 海印寺本願道雄口 旗音 花帳                         |
| 建長寺  | 〔臨川寺 | 南禪寺   | 正法寺         | <b>蓮花王院</b> | 崇福寺    |        | 法城寺             | 廣隆寺  | 三井寺    | 大宅寺           | 長+-<br>谷<br>寺 | 大<br>法<br>則<br>寺<br>本元<br>興寺 | ・典福寺              |    |                      | <b>L</b> | 旦雄□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ |
| 〔円覺寺 | 眞如寺〕 | 天龍寺   | 眞如寺         | 波命院         | 2 物持寺  | 円勝寺野門院 | 東北院             | 法輪寺  | 延曆寺〕   | 超昇寺)          | 現光寺面音寺        | 争(田川)                        | ・元興寺              |    |                      |          |  |
| 壽福寺) | 安國寺  | 相國寺   | 円融院         | 法興院         | 仁和寺    | 成勝寺成勝寺 | 円宗寺             | 鞍馬寺  | 四天王寺   | (六)<br>金峰山 吉野 | 「豐新寺          | 橋樹寺                          | · ++五大<br>招提<br>寺 |    |                      |          | ,                                      |